

私たちは今、何をすべきか

—これからの部落解放運動—

はじめに

裏金事件を受けた政治資金規正法改正をめぐり、政府与党自民党への批判は収まることを知らず、岸田政権への支持率も 20% 台と低迷を続けています。背景には、物価高による生活の圧迫に加え、人々にとっては実質賃金の低下、税制や社会保険料の負担感があり、貧困や格差がますます深刻化している現状があります。各地で展開された知事選や市長選、補欠選挙でも自民党の敗北が続いています。このことは第 2 次安倍政権によってもたらされた政策がことごとく失政となり、福祉や人権を切り捨て、「モリカケ」に代表される虚偽や隠ぺいがまかり通る政治運営に対し、多くの人が感じていた不満や憤りが噴出した結果とも言えます。

世界的に見ても、東西冷戦終結後、市場経済万能主義が世界を支配していく過程で、金融資本が富の不均衡な集中をうながす一方で、生活に困窮し、食料も、住居も、医療体制にも事欠く人々の層が増大している現状があります。

2020 年から 2022 年にかけてパンデミック（世界的流行）となった新型コロナウイルス感染症の蔓延により、感染は 230 の国と地域で起きており、感染者は 6 億人以上、死者は 640 万人を超えているとされます。コロナの影響は、世界規模のロックダウンや入国制限など、反グローバリズム、反民主主義的側面を持つ政策により、行動の自由は後退し、経済活動も大幅に縮小しました。それと同時に、世界の国々がいかに影響を与え合い、密接な関係を築いているかという現状もあきらかとなり、先進国と発展途上国の連携、国際協力が不可欠であることが明確になっています。

そうしたなか、2022 年 2 月 24 日に勃発したウクライナに対するロシアの侵略戦争は、世界の食糧危機にも影響し、また、2023 年 10 月 7 日、長い間抑圧されてきたパレスチナ自治区ガザ地区からのミサイル攻撃に端を発した紛争はイスラエル側の過剰制裁、ハマス壊滅を口実とした民間人（多くが女性や子どもとされる）の虐殺が 3 万 5 千人を超えるという惨劇に対して、国際社会や国連の無力を露呈しています。また一方では、イスラエルが中東での支配を担保するための米国の軍事支援が長年継続してあり、さらには、世界的にも人権政策にかんして模範的な国とされてきたドイツにおいて、イスラエルを批判する言説を反ユダヤ主義者として厳しく処分するという国是にのっとり、ガザへの戦闘を繰り返すイスラエルを支持する立場が維持され続けています。第 2 次世界大戦における全体主義的政策が、ホロコーストやアウシュビッツでのユダヤ人大量抹殺を引き起こした反省としてなされた戦後の国是は硬直した思考として、逆にロシアにおけるポグロムとよばれる、ユダヤ人への虐殺やそれ以前のヨーロッパにおけるユダヤ人差別の問題を捨象し、相対的、普遍的視点を失っているとの批判もあります。複雑に絡み合う歴史認識の中で、18 世紀以降に繰り広げられた欧米による植民地主義の問題が、新たに世界規模で浮上し、人類における人権課題や平等をめぐる課題ともあいまって、かつての宗主国であったフランスに対

するアフリカ諸国の批判、また繰り返される黒人差別に対して米国で取り組まれる「ブラック・ライブス・マター」の運動、イスラエル製品をボイコットするBLDの世界的展開など、国や地域を超えた、様々な民衆レベルの闘いが現状への異議申し立てと、未来を切り開いていく人類の希望として提示されています。

部落を取り巻く課題

2022年に策定された4地区（田中地区、錦林地区、東三条地区、西三条地区）の団地再生計画は、仮住まいへの引っ越しや新棟の建設工事が進んでいます。これまでと同様、各支部役員がまちづくり協議会等の中心となり、住民ファーストで要望や意見、困りごとを聞き、計画に反映させていくことが重要です。先行した千本地区や清井町地区もあわせて、計画によって生まれた余剰地の活用については、安易にマンション等が建設され、部落に新たな格差や分断が生れないように進めることが大切であり、地域コミュニティを活性化させ、住民同士の関わり合いがこれ以上なくならないように進めていく必要があります。また地域の高齢化率は依然として市内の平均値より高く、一人暮らし世帯も増加する一方です。寂しさを感じることなく、生まれ育った地域でいきいきと暮らしていけるよう、見守り活動や、互いに寄り添い合えるような仕組みをつくっていかねばなりません。

2023年6月28日に、鳥取ループ・示現舎裁判の控訴審判決が出され、東京高裁は部落差別の今日的な実態を明らかにした上で、憲法第13条（個人の尊重と幸福追求権）と憲法14条（法の下での平等）による「差別されない人格的権利」を認める判決を出しました。さらに差し止めの県を拡大、損害賠償金を増大させるなど鳥取ループ・示現舎の差別言動を断罪する内容となっています。5月11日には、インターネット上の誹謗中傷について、大手プラットフォーム（PF）事業者に「対応の迅速化」を義務付ける改正プロバイダー責任制限法が、参院本会議で可決、成立しました。これにより削除指針の明示や、削除申請から1週間程度での対応などが義務付けられることとなります。また事業者は、申請にどう対応したかを年1回公表することも必要となり、対応が不十分な場合は総務省が勧告・命令を出し、従わない場合には最大1億円の罰金を科すことも定められています。改正により、法律名も「情報流通プラットフォーム対処法」に変更されました。「違法・有害情報相談センター」に寄せられたネット上の誹謗中傷をめぐる相談では、「削除方法」を知りたいという内容が7割近くを占めていますが、これまで削除基準が明確ではなく、どのように対応したのかも不透明でした。今後は削除のための申請窓口や手続きの整備と公表、また知識経験を持つ担当者の配置も求められます。

ただ表現の自由への配慮から、何が誹謗中傷にあたるのかということは法律では明示されず、投稿の削除も義務付けてはいません。別サイトへの投稿を繰り返す「たちごっこ」を解消し「差別されない社会」を実現するには、さらなる取り組みが必要とされます。国内人権委員会の創設を中心とした包括的な人権侵害救済制度の確立をめざす取り組みの強化が求められているのであり、様々な人権課題との連帯が必要です。

人権侵害救済法、あるいは「差別禁止法」の制定に向け、全国各地で自治体での条例づくりがすすんでいます。奈良県や和歌山県、埼玉県をはじめ、たつの市（兵庫県）、湯浅町（和歌山県）、猪名川町（兵庫県）などで部落差別解消推進条例が制定され、福岡県の

人権条例の改正をはじめ、大分県では県条例と県内全市町村での条例の改正がおこなわれました。三重県では、三重県人権条例にもとづいて、差別解消調整委員会を開催し、不動産売買に関わる部落差別事案について審議し、被差別部落を理由として土地購入をやめた公立校教員に対し、部落差別と認定した答申を提出。県はこの答申を受けて、当事者に「説示」をおこない反省を求めました。

京都府内では、南丹市「人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」（22年1月施行）、綾部市「人権尊重のまちづくり条例」（22年4月施行）、福知山市「みんなの多様性を尊重する条例」（23年4月施行）、亀岡市「人権尊重推進条例」（24年4月施行）と、4つの市での制定が実現しています。京都市においても、人権侵害をされた人が速やかに救済され、また、差別を許さないための条例の実現がめざされなければなりません。

戸籍や住民票等の不正取得、不動産売買における差別的取り扱い、就職にともない大学生に対しておこなわれる不当で差別的な質問事項等々、差別事象はまだまだ現実に存在しているものであり、そうした事象に対して条例をもってして、啓発、指導などを具体的に強化していくことが切実に求められています。

戸籍等の不正取得に関しては、その行為を未然に防ぐためにも、また取得された本人のプライバシー権の確立のためにも、「事前登録型本人通知制度」が有効であるとされています。京都市では全国的にも早い段階の2014年6月から実施され、今年でちょうど10年となります。しかし、登録件数は本年4月で5157件、人口比登録率0.310%にすぎず、伸び悩んでいます。宇治田原町13.75%、宮津氏12.66%などの実績が最も高い水準としてありますが、窓口職員の丁寧な呼びかけや説明が功を奏しているという実態が報告されていることから、京都市においてもまずは、職員に対してこの登録制度の意義や、不正取得の弊害等に対する啓発を強化し、市内各区役所等の掲示について、周知するためのポスター、また、待ち時間を利用したモニターでの案内など工夫した取り組みが必要です。それぞれの支部においても、地元の区役所に対してそうした取り組みが徹底されているかどうか時に目配りしつつ、申し入れ等を行うことが求められます。

また、戸籍の問題点は不正取得だけではありません。「戸籍筆頭者」のもとの家族登録であり、かつ、その筆頭者の96%が男性であること（婚姻届けで夫の氏を選ぶことによって筆頭者が男性となる）。そうして「家＝氏」の承継に価値を置く「家制度」が今も人々の意識に深く入り込んだまま、差別が温存されています。このように差別が解消されないまま、困難を抱えた女性たちに対し、これまでの支援は1956年制定の売春防止法に規定された支援しかなく、その場合の国の視線は「道を踏み外し」、性交渉や売春をおこなう女性たちを懲罰の対象としつつ「保護更生」させようとするものでした。2022年に成立・交付され、今年4月1日に施行された「困難女性支援法」は、はじめて女性の人権と男女の平等をうたった画期的な法律です。女性たちを尊重し実効性のある成果を上げる必要があります、そのためにも戸籍は見直されなければなりません。

今、何をすべきか

旧優生保護法のもとで障害を理由として不妊手術を強制させられたのは、憲法違反であるとして国に損害賠償を求めた五つの訴訟の上告審弁論が5月29日最高裁大法廷で開か

れ、結審しました。一昨年から昨年にかけて下された高裁判決では、五つの判決はそれぞれ憲法違反との判断を示したものの、昨年6月の仙台高裁での判決だけが、「除斥期間」を理由として国への賠償を認めませんでした。第2次世界大戦が終結して来年で80年が経過しようとする今日、「日本国憲法」が制定された後に、平和と民主主義に加えて、人権尊重が明記されたにもかかわらず、優性思想が払しょくされることなく「優生保護法」が1996年母体保護法に変えられるまで存在し続け、その法律の名のもとに、不当で差別的な不妊手術が本人の同意もないまま強行されたということ。障害を持つ者は生きるに値しないとする「命の抹殺」を「優性思想」において国が積極的に推進した結果であることを踏まえるならば、除斥期間を理由として賠償を認めないのは許されることではありません。むしろ、そのような長い期間苦しみを与え続けてきた当事者に対して、真摯に主体的に謝罪するべきところ、あくまでも抵抗し抗弁し続ける国の姿勢は許せません。今年4月から民間事業者にも合理的配慮が課される改正「障害者差別解消法」を徹底するためにも、国としての反省の意思が示されるべきです。

また、外国人の就労について「技能実習制度」から「育成就労制度」へ見直すことで劣悪な労働環境を見直し、転職や家族帯同を含む永住権取得が可能となる法案が閣議決定されたことは一定の改善ではありながら、一方で税金滞納や在留カードの不携帯で永住権を失う制度が検討されるなど、「外国人」に対する非人道的な視点があからさまとなり、在日外国人の不安をあおっています。

世界人権宣言が発出されたのは、第一次、第二次世界大戦を踏まえた人類が、人権を視座とした政策を各国にうながし、人と人、国と国が互いに尊敬しあえる関係を築いていこうとする決意の表れであったはずですが、しかし、「戦前」的な価値観（植民地主義）は必ずしも払しょくされていない現実が、各地で継続する戦闘や紛争にあらわれています。

そのような中、日本では、「日本国憲法改正（自主憲法制定）」を実現しようとする自党内保守派勢力は戦後、終始一貫して「戦前的価値観」への回帰を目論んできたともいえます。平和主義、民主主義、平等主義的な側面を守りたい護憲勢力（市民運動）との二つのベクトルのはざままで、何とか持ちこたえてきた憲法九条の理念は、今まさに増税による軍拡と、主体性なき米軍追従によりなし崩しになろうとしています。致命的なのは「人権侵害救済法」や「差別禁止法」が存在しない状況の中で、国家が想定する「存立危機事態」において人々の人権がどこまで保証されるかの明確な定義もなく、救済の手段もないことであり、これについては「同盟国」からさえ懸念の声があがっています。法制定が特定のマイノリティの課題にとどまらない現状が切実なものとなっているのです。

私たち部落解放同盟が進めてきた戦後の運動が、現在「人権侵害救済法」制定に向けて集約され、また狭山再審闘争が本当の意味での勝利に向けた最終局面を迎えているということも、こうした長いスパンでの活動の一端であること。そのことを、自覚と誇りをもって確認し、運動を継続していく必要があります。

人権政策確立要求京都市実行委員会、リベレーションフェスタ、人権交流集会等、京都市協議会が主体となって取り組んでいる活動を今年度も責任をもって継続し、そこで培っていく市民や共闘団体との連帯を一層強化していきます。また、今年度も「まちづくり部会」「人権確立部会」「教育・啓発部会」の『市協三部会』を活性化させ、市内各支部の仲間たちはもとより、各界各層のさまざまな立場の人たちと議論しながら、多様な課題に

取り組んでいきます。